

「剽窃の論理」と著作権（14）

音楽ファイル交換（ファイル・ローグ）事件

（東京地裁平成15年1月29日中間判決 判時1810号 29頁）について（1）

弁護士 坂田 均

ファイル・シェアリングソフトを利用した音楽データの無償交換が世界各地で顕在化し、音楽著作権に対する重大な影響が懸念されている。米国ではナップスター事件の高裁決定で（第9巡回高等裁判所2001年決定CCH28, 200参照）、一応の決着を見た。

本中間判決は、日本における音楽データの無償交換に関する最初のケースとしての意義を有しており、その内容を検討してみたい。

1、事案（被告のMP3ファイル送受信システム）

（1）被告エム・エム・オーは、利用者のパソコン間でデータを送受信させるピア・ツー・ピア技術を用いて、カナダ国内に中央サーバ（被告サーバ）を設置し、インターネットを経由して被告サーバに接続されている不特定多数の利用者のパソコンに蔵置されている電子ファイルの中から、同時に被告サーバにパソコンを接続させている他の利用者が好みの電子ファイルを選択して、無料でダウンロードできるサービス（本件サービス）を、「ファイル・ローグ」の名称で提供していた。

（2）利用者が本件サービスを利用するためには、まず、パソコンを被告サイトに接続して、本件サービス専用のファイル交換用ソフト（本件クライアントソフト）をインストールし、次に、利用者は任意のユーザーID及びパスワードを登録しなければならない。本件電子ファイルを送信できるようにしようとする利用者（送信者）は、送信を可とする電子ファイルを蔵置するフォルダ（共有フォルダ）を指定する。本件クライアントソフトをインストールしたパソコンが被告サーバに接続されると、共有フォルダ内の電子ファイルは自動的に他の利用者のパソコンに送信できる状態となる。

（3）電子ファイルの受信を希望する利用者（受信者）は、本件クライアントソフトを起動して被告サーバに接続し、希望する電子ファイルの検索の指示を送信すると、被告サーバから、接続している他の利用者のパソコンの共有フォルダ内の上記指示に沿った電子ファイルに関する情報が送信される。

（4）受信者は、上記の電子ファイルに関する情報の中から取得したいファイルを選択し、「ダウンロ

ード」ボタンをクリックすると、保存先のフォルダを表示する画面が表示され、同画面上の「保存」をクリックすると、そのファイルを蔵置しているパソコンから自動的にMP3技術によって圧縮された当該ファイルが送信され、受信者のパソコン内のフォルダに自動的に複製される。

電子ファイル自体は、被告サーバを経由せず、送信者のパソコンから受信者のパソコンへ直接送信される。

2、争点1

（1）送信者による複製権侵害の成否

本件各MP3ファイルを共有フォルダに蔵置すること、また蔵著した状態で被告サーバに接続することは、法30条1項の適用により、原告（社団法人日本音楽著作権協会）が信託的譲渡を受け管理する各管理著作物の複製権を侵害しないか。また、受信者側パソコンに提示される音は、受信者が私的利用目的で作成した複製物により提示されるものであり、法49条1項1号のみなし複製規定の適用を受けないか。

（2）送信者による送信可能化権及び自動公衆送信権侵害の成否

本件クライアントソフトには、自己の共有フォルダにアクセス可能な人数を制限する機能及び特定のIDを名乗る利用者を優先する機能があり、特定かつ少数の利用者にのみ電子ファイルのダウンロードを許すことができるから、送信可能化権及び自動公衆送信権を侵害しないか。

（3）被告エム・エム・オーの著作権侵害の成否

被告エム・エム・オーは、単に設備の運営等を行っているに過ぎず、情報の記録やネットワークへの接続等を単純に依頼を受けて機械的に行うだけで、通常、著作権侵害行為の主体性認定のための要件（管理、及び図利性 最判昭和63年3月15日「キャッツアイ事件」判時1270号34頁）を充たさず、自ら本件各管理著作物を自動公衆送信及び送信可能化する行為をしていないか。

3、争点2

（1）不法行為責任の成否

（2）プロバイダー責任法の適用

4、裁判所の判断

争点1について

（1）送信者による複製権侵害の成否

複製権侵害を構成する。

音楽CDをMP3形式へ変換する行為は、聴覚

上の音質の劣化を抑えつつデジタル信号のデータ量を圧縮するものであり、内容において実質的な同一性が認められるから、レコードの複製行為とすることができる。

たとえ私的使用目的で複製した場合であっても（法30条1項 私的使用として許される複製行為）、利用者が、当初から公衆に送信する目的で、音楽CDをMP3形式のファイルへ変換し、公衆が当該MP3ファイルを受信して音楽を再生できるような状態にした場合には、当該複製物により当該著作物を公衆に提示したもとして（法49条1項1号 目的外使用）、複製権侵害を構成する。

(2) 送信者による自動公衆送信権及び送信可能化権の侵害の成否

自動公衆送信がされ、送信可能化（同号ロ）されたものと解する。

電子ファイルを共有フォルダに蔵置したまま被告サーバに接続して、被告サーバに接続させている受信者の求めに応じて、自動的に上記電子ファイルを送信し得る状態に至った送信者のパソコンは、被告サーバと一体となって情報の記録された自動公衆送信装置（法2条1項9号の五イ）に当たるといことができ、また、その時点で、公衆の用に供されている電気通信回線への接続がされ、当該電子ファイルの送信可能化（同号ロ）がされたものと解することができる。更に、上記電子ファイルが受信者側パソコンに送信された時点で同電子ファイルの自動公衆送信がされたものと解することができる。

(3) 被告エム・エム・オーの著作権（自動公衆送信権、送信可能化権）侵害の成否

被告エム・エム・オーは、本件各管理著作物の自動公衆送信及び送信可能化を行っているものと評価でき、原告の有する自動公衆送信権及び送信可能化侵害権の主体であると解するのが相当である。

(i) 被告エム・エム・オー自らは、本件各MP3ファイルをパソコンに蔵置し、その状態でパソコンを被告サーバに接続するという物理的行為をしているわけではない。そこで、以下の(i)ないし(iii)等を総合的に斟酌して判断すべきである。

(ii) 本件サービスの内容・性質

本件サービスは、MP3ファイルの交換に関する部分については、市販のレコードを複製したMP3ファイルを交換させる機会を与えることができ、利用者にして、市販のレコードを複製したMP3ファイルを自動公衆送信及び送

信可能化させるためのサービスという性質を有する。

(iii) 管理性等

以下の①ないし⑤の事実により被告エム・エム・オーの管理の下に、利用者のファイルの送信可能化及び自動公衆送信が行われている。

①本件サービスを受けるためには本件クライアントソフトをインストールすることが不可欠である。②本件サービスにおいては、受信者は希望する電子ファイルの蔵置されているパソコンの所在及び内容を確認できるようになっており、この検索機能がなければ、受信者が本件サービスを利用して電子ファイルを受信することは事実上不可能である。③送信者は、被告エム・エム・オーの設定したルールに則り、自己のパソコンに共有フォルダに蔵置する電子ファイルにファイル名を付している。④本件クライアントソフトの画面上での簡単な操作によって電子ファイルを受信することができるようになっており、受信者のための利便性、環境整備が行われている。⑤本件サービスの利用方法について、自ら開設したウェブサイト上で説明をしている。

(iv) 被告エム・エム・オーの利益

本件サービスにおいて、より多くの送信者に被告サーバに接続させて、より多くのMP3ファイルの送信可能化行為をさせることは、本件サービスを将来有料化したときの顧客の増加につながり、被告エム・エム・オーの利益に資するものといえる。本件サービスの運営を継続すれば、登録者数及び利用者人数は、将来更に増加することが予想され、本件サービスは広告媒体としての価値を十分有する。そうすると、利用者にして被告サーバに接続させてMP3ファイルの送信可能化行為をさせること、及び同MP3ファイルを他の利用者へ送信させることは、被告エム・エム・オーの営業上の利益を増大させる行為と評価することができる。

(次回に続く)